

国家公務員制度担当大臣と公務員労働組合連絡会とのやりとり（概要）

日 時 平成30年8月10日（金）13:00～13:05
場 所 合同庁舎8号館会議室
出席者 先方）石原議長 外6名
当方）梶山国家公務員制度担当大臣、外7名
案 件 人事院勧告に関する要求書の受取り

公務員連絡会

要求書の提出に当たり、何点か要請させていただきたい。

人事院は本日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告、国家公務員の定年引上げに関する意見の申出を行った。給与勧告は、月例給、一時金のいずれについても、5年連続の引上げとなった。人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、民間給与に影響する観点を踏まえ、経済の好循環を実現するためにも、勧告通り実施すべきものとする。

働き方改革が本年の大きな課題であるが、民間における時間外労働の上限規制を踏まえ、公務においては法令である人事院規則で上限時間を定めるとした一方、各省各庁の長の判断に基づき特例を設けることを可能としていることに問題はあるが、我々も長時間労働の是正に職場でしっかりと取り組む決意であり、使用者としてもその実効性を確保していくことが強く求められる。

定年引上げに関する意見の申出は、政府からの検討要請に人事院が応えたものである。職場からもこれに関する意見が多く出ており、組合員の期待も非常に高い。着実かつ確実に早期実施すべきものとする。

非常勤職員の待遇について、今回措置される慶弔休暇の適用等に加えて、改正された非常勤職員給与決定指針の順守はもとより、一層の改善が必要だ。

大臣におかれては、公務員の使用者としての責任において、我々との十分な交渉・協議、合意に基づいて、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、要求事項の実現に向けて最大限努力されることを強く要求する。

国家公務員制度担当大臣

公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、心から敬意を表します。

本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出されました。それを受けて、給与関係閣僚会議を開催し、その取扱いの検討に着手したところです。

国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取扱いの検討を進めてまいります。その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えています。

また、定年の引上げについては、人事院の意見の申出を踏まえ、皆様方の意見も十分に伺いつつ、今後、更に検討してまいります。

文責：内閣官房内閣人事局

（速報のため、事後修正の可能性あり。先方の発言については未確認。）